

小規模多機能型居宅介護事業所 利用契約書

事業者は、介護保険の要支援・要介護者に対して、住み慣れたご自宅での生活をより長く安心して続けて行かれる様、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に家庭生活を継続暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

(契約の目的)

第1条 小規模多機能型居宅介護事業所（以下「当コスモスホーム」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する「通いサービス」「訪問サービス」「泊まりサービス」を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当コスモスホームに対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者がコスモスホーム契約・利用同意書を当コスモスホームに提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改定が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当コスモスホームを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当コスモスホームに対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく契約・利用を解除・終了することができます。

(当コスモスホームからの解除)

第4条 当コスモスホームは、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当コスモスホームでの適切な小規模多機能型居宅介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当コスモスホーム、当コスモスホームの職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当コスモスホームを利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当コスモスホームに対し、本契約に基づく小規模多機能型居宅介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金

をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当コスモスホームは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当コスモスホームは、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当コスモスホームは、利用者の小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当コスモスホームは、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

第7条 当コスモスホームは、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、コスモスホーム管理者又は当法人の理事長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、協力病院の医師の指示により看護師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録等に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当コスモスホームとその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当コスモスホームは、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当コスモスホームは、利用者に対し、対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当コスモスホームは、利用者に対し、当コスモスホームにおける小規模多機能型居宅介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当コスモスホームは、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び扶養者は、当コスモスホームの提供する小規模多機能型居宅介護サービスに対しての要望又は苦情等について、苦情処理担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

2 事業所は利用者からの苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業所は利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いをいたしません。

3 利用者・家族等から職員に対してハラスメントの申し出があった場合、又は職員から利用者・家族等に対してのハラスメントの申し出があった場合、ハラスメント窓口にて相談に応じ、事実確認を行い対応いたします。事実確認に基づき、改善が認められない場合は契約解除を検討いたします。

(賠償責任)

第 11 条 小規模多機能型居宅介護サービスの提供に伴って当コスモスホームの責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当コスモスホームは、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当コスモスホームが損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当コスモスホームに対して、その損害を賠償するものとします。

(身元引受人)

第 12 条 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第 13 条 利用者が次の各号に適合する場合、コスモスホームの利用ができます。

- ① 要支援 1 以上の認定者であること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 14 条 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、おおむね 3 ヶ月ごとの見直しをし、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者または利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得ます。

(利用者及び利用者代理人の権利)

第 15 条 利用者及び利用者代理人は、コスモスホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受

けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）
- ⑪ 必要に応じて介護・看護の記録・サービス提供記録等を閲覧することができる。
- ⑫ 希望に応じて事業計画・財務内容を閲覧できる。

（利用者及び利用者代理人の義務）

第 16 条 利用者及び利用者代理人は、コスモスホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

（造作・模様替え等の制限）

第 17 条 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のコスモスホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

（利用契約に定めのない事項）

第 18 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当コスモスホームが誠意をもって協議して定めることとします。

コスモスホーム利用同意書

小規模多機能型居宅介護コスモス松川を利用するにあたり、コスモスホーム利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所
氏 名

印

＜利用者代理人＞

住 所
氏 名

印

＜事業者＞

小規模多機能型居宅介護事業所 コスモス松川

管 理 者

西岡 将宏

印

【本契約書第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名 (続柄)
・住 所
・電話番号

【本契約書第9条3項の緊急時の連絡先】

・氏 名 (続柄)
・住 所
・電話番号

【本契約書第8条の家族の情報をを用いることについて同意します。】

〈利用者〉

・氏 名 印
・住 所

〈家族代表〉

・氏 名 印 (続柄)
・住 所

小規模多機能型居宅介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

【サービス事業者】

所在地 長野県下伊那郡松川町元大島 1 5 6 0 番地

名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 コスモス松川

代表者名 西岡 将宏 印

(事業者指定番号 長野県 2 0 9 2 5 0 0 0 1 2 号)

【説 明 者】

所 属 小規模多機能型居宅介護事業所 コスモス松川

氏 名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

【利 用 者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【利用者代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印